

3 一般社団法人東京経営者協会

行動計画(チャンス&サポートプラン2012)記載の内容	27年度取組実績
1. あらゆる分野への参画の促進	
(1)働く場における男女平等参画の促進	
<p>(1)企業における女性活用の推進 「女性の活躍推進協議会」(日本経団連など事業主団体と厚生労働省共同で運営)へ協力し、同会への提言を会員に通知します。</p> <p>☆(2)シンポジウムの開催 東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課と共同で、「ワーク・ライフ・バランス」「女性の活躍推進」等をテーマとしたシンポジウムを開催します。</p>	<p>(1)シンポジウムの開催 東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課と共同で、「ワーク・ライフ・バランス」「女性の活躍推進」等をテーマとしたシンポジウムを11月6日に東京ウイメンズプラザで開催しました。</p> <p>(2)会合、セミナー等の開催 ①女性活躍推進担当者のためのワーキンググループを設置 6/4「最近の女性活躍推進の動向」 7/13「女性社員の意識」 10/19「女性部下をもつ管理職の現状」 1/14「女性活躍推進法のアクションプラン」 ②セミナー・講演会 6/5「女性活躍推進の取組み」 12/16「女性活躍推進法のポイントと一般事業主行動計画の策定方法」 1/22「女性活躍推進法の行動計画について」</p> <p>(3)女性活躍新法等関連法案の動向にあわせ、適宜会員企業にメールマガジン、会報誌により周知しました。</p>
<p>男女雇用機会均等法関係への対応</p> <p>(1)協会経営労務相談室、担当部による個別相談業務を行います。</p> <p>(2)国、東京都の啓発活動に対する協力を行います。</p>	<p>男女雇用機会均等法関係への対応</p> <p>(1)当会経営労務相談室、担当部門による個別相談業務を行いました。</p> <p>(2)国、東京都の啓発活動について、メルマガ等で周知、協力しました。</p>
2. 仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現	
(1)仕事と生活の調和の実現(ワーク・ライフ・バランス)の実現	
<p>東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課と共同で、「ワーク・ライフ・バランス」「女性の活躍推進」等をテーマとしたシンポジウムを開催します。(再掲)</p>	<p>東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課と共同で、「ワーク・ライフ・バランス」「女性の活躍推進」等をテーマとしたシンポジウムを開催しました。(再掲)</p>
(2)子育てに対する支援	
<p>(1)育児・介護休業法等関連法規について、会報誌や定例会を利用し周知を図るとともに、新たに一般事業主行動計画の策定が義務付けられた中小規模事業所を対象にした説明会を開催します。</p> <p>(2)次世代育成支援対策推進センターとして、「一般事業主行動計画」の策定を支援するため、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等についての相談業務を行います。</p> <p>☆(3)育児・介護休業法の適用猶予終了の周知徹底を図ります。</p>	<p>(1)改正育児・介護休業法等関連法規についてセミナー等を開催しました。 7/9「マタハラ最高裁判決と厚労省通達についての解説と留意点」 10/14「介護離職から社員を守る」 2/26「育児休業からの復職」</p> <p>(2)次世代育成支援対策推進センターとして、「一般事業主行動計画」の策定を支援するため、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等についての相談業務を行いました。</p> <p>(3)女性活躍新法等関連法案の動向にあわせ、適宜会員企業にメールマガジン、会報誌により周知しました。</p>

3 一般社団法人東京経営者協会

行動計画(チャンス&サポートプラン2012)記載の内容	27年度取組実績
<p>(1)育児・介護休業法等関連法規について、会報誌や定例会を利用し周知を図ります。</p> <p>(2)協会経営労務相談室、担当部による個別相談業務を行います。(再掲)</p> <p>(3)育児・介護休業法の適用猶予終了の周知徹底を図ります。(再掲)</p>	<p>(1)改正育児・介護休業法等関連法規について、会報誌、例会やメールマガジンを活用し周知しました。</p> <p>(2)当会経営労務相談室、担当部門による個別相談業務を行いました。(再掲)</p>
<p>3. 特別な配慮を要する男女への支援</p>	
<p>(2)高齢者への支援</p>	
<p>(1)改正高年齢者雇用安定法の周知、啓発を図ります。</p> <p>(2)法改正にあわせ適宜セミナー、高齢者活用の事例紹介等を行います。</p>	<p>(1)当会経営労務相談室、担当部門による個別相談業務を行いました。(再掲)</p>
<p>(3)若年層への支援</p>	
<p>☆(1)就労支援のため、セミナー(雇用事例紹介、法改正対応等)、相談業務を実施します。</p> <p>☆(2)若年者雇用の課題の一つであるミスマッチ解消、働くことへの理解促進のため、企業見学のバスツアー、企業と大学との交流の場の提供、就職説明会への協力等、引き続き関係各機関と協力しながら推進します。</p>	<p>(1)ミスマッチ解消、働くことへの理解促進のための事業を行いました。</p> <p>①企業人による大学への出前講義(12大学、88人派遣)</p> <p>②バスツアー 7/8(日東工器、三菱化工) 9/9(日本信号、東京インキ)</p> <p>③説明会等 4/23 会社合同説明会 4/16 インターンシップ担当者のための産学交流会 10/28 就職・採用担当者のための産学交流会 11/12 大学担当者懇談会</p>
<p>4. 人権が尊重される社会の形成</p>	
<p>(2)生涯を通じた男女の健康支援</p>	
<p>従業員のメンタルヘルス対策</p> <p>(1)協会経営労務相談室において、臨床心理士等が企業におけるメンタルヘルス対策(研修、カウンセリング等)の進め方や従業員への対応等についての相談業務を行います。</p> <p>(2)経営者の視点から従業員の心の問題への対応について学習するため、弁護士や臨床心理士、産業医等による講演会やセミナー、各企業の対応事例の発表会を開催します。</p> <p>☆(3)近年問題となっているメンタル不全者への対応や、メンタル不全者の防止等への相談、セミナー開催、また不全者の職場復帰への支援策の周知を行います。</p>	<p>従業員のメンタルヘルス対策</p> <p>(1)当会経営労務相談室において、臨床心理士等が企業におけるメンタルヘルス対策(研修、カウンセリング等)の進め方や従業員への対応等についての相談業務やショートセミナーを開催しました。</p> <p>(2)経営者の視点から従業員の心の問題への対応を啓発するため、弁護士や臨床心理士、産業医等による講演会やセミナーを開催しました。 4/22「メンタルヘルス回復プログラムの事例」 7/22「メンタルヘルスは学ぶな」</p> <p>☆(4)ストレスチェック制度の円滑な導入に向けた解説セミナーの開催および会報誌、メールマガジン等による周知を行いました。 10/30「ストレスチェック完全ガイド」 2/2「精神科医と弁護士からみたストレスチェック制度の実務上の留意点」</p>